

との距離を縮める以外に発展の道はないと断言せざるを得ない。●公約の第二である食を中心としたまちづくりについては、日本一の食材を産する「御食国若狭小浜」を全国に宣伝し、これを観光に活かす、その食材をつくる農林漁業を振興し、あわせて関連産業である食品産業、箸・漆器産業を興し、さらに食と最も関係の深い水・森・川・海を大切にす環境づくり、食を大切にす家庭教育など、広い観点からまちづくりを進めようとするものである。●公約の第三は地方分権の受け皿づくり、市民参加の行政ということであるが、究極は市町村合併を目標にすべきであると考えている。ただ合併は住民の意志が最も大事であり、それぞれ市町村は特有の事情をかかえていることから、お互いの理解を深める接点を探るための時間が必要である。

●四番目の医療福祉水準の向上については、特にへき地中核病院としての小浜病院の拡充整備が必要であり、医療問題を嶺南全体としてとらえ、嶺北医療圏との格差が生じないよう国・県に対する要望等を行っていく。●五番目の夢のある市政については、例えば小浜城の復元、特色ある景観づくり、小浜・京都自動車道の実現、南川の防災対策など、その方策について今から検討をはじめ、第四次総合計画に位置付けていきたい。

●六番目の市の活性化のための手法としてのまちづくり機構（TMOなど）、村づくりの組織ボランティアやNPOの育成、PFIなどは、すでにプロジェクトチームを発足させたところである。●七番目の教育の視点については、特に徳育を大事にしたいと考えている。人間として最も大切な思いやり、親切、命を大切にすること、自然に対する敬虔な心を育むための教育が必要である。以上が、子や孫に小浜の未来を拓くための七つの公約に対する取り組みである。

広域行政

Q 地方分権と地域連携についてお尋ねする。

A 地方分権の内容は機関委任事務制度の廃止による法定受託事務、自治事務への移行、国・県の関与の見

直しなど真に地方自治の独立宣言を実現するものである。このことは、自己責任に基づいて住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みである。地域連携については、今日の交通網の発達や市民の生活圏・経済活動圏は市町村の枠を越えて広域化しており、単独の市町村では解決の困難な行政課題が増加している。また行政コストの低減のためにも広域的な視点に立った行政の推進が必要となっている。具体的には、ゴミ・水・火葬といった生活関連施設の広域行政に積極的に取り組んでいく。また市町村合併については、近く出される県の合併要綱を踏まえ、近隣町村と十分に協議を進めていきたい。

財政再建・財政基盤の確立

Q 現在の財政状況、起債の償還計画および基金の積立状況についてお尋ねする。

A 平成十一年度の決算において、財政の弾力

性を示す経常収支比率が九十・二％であり、県下七市で一番悪い数字である。また一年間の経営状況を示す単年度実質収支の額は普通会計において四千九百八十一万八千円の赤字であった。厳しい財政状況にあることに変わりはないが、この状況は平成十六年まで続くものと認識している。次に起債については、平成十一年度末の起債の残高は普通会計で百四十三億四千万円、小浜市全会計では三百十五億八千万円になっている。さらに基金の状況については、平成十一年度末で財政調整基金は約九億六千万円、減債基金は九億五千万円である。財政調整基金は財政の厳しい状況が続く平成十六年度までは取り崩して収支の均衡を保つていかなければならない。また減債基金については、毎年一億円づつ取り崩し、起債のピークになる平成十六年度には三億円を取り崩して投資的経費への財源を確保する必要がある。

プロジェクトチーム

Q 十五のプロジェクトのそれぞれの施策につ

てお尋ねする。

A ●食のまちづくりチームでは観光やもてなしの心、安全で味にこだわった農林漁業、食に関連する食品産業や箸・漆器産業の育成のほか、小浜の誇りある素晴らしい海の幸、山の幸を守るための森・川の環境づくり、更には家庭での食を通じたしつけや農業体験学習など、広い観点から検討して頂きたい。また拠点施設の整備についても提案を頂ければと期待している。

●小浜城の復元については、この城が若狭の農民を救った松木長操との大きな関わりのある城であること、梅田雲浜、杉田玄白など偉人、烈士を輩出した小浜藩の城であることから、そうした人物の顕彰をも目的として、市制五十周年記念として着手したいという思いである。●市街地の活性化や村づくりについては、活性化のためにはどこから出発したらよいか。その仕掛けとしてどんな組織・機構をつくるべきか。他所の真似ではなく、小浜独自の発想で検討して頂けたらと思っている。●男女共同参画社会の推進に

については、広い角度から具体策を検討頂き、必要があれば新年度に推進室を設置したい。●PFI・NPOの検討チームについては、これからの時代は行政と企業、市民、NPOなどが一体となって産業、環境、教育、文化、芸術などに取り組み、活発な活動を展開することがまちづくりの基本と考えている。そのために行政は、まず何ができるのか。その支援策如何が私の思いである。●地域活性化イベントや名所をつくり育てるプロジェクトチームについては、従来から行われている小浜のイベントや名所をさらに工夫し、育て、PRする。また小浜の歴史や隠れた由緒から新たな観光名所を創ることなどを期待している。●イメージアップ検討チームでは、他のチームと連携しながら、いろいろな角度からその戦略を検討して頂けたらと思っている。●まちを美しくする景観づくりについては、一挙にできるものではなく、まず方向付けをして十年先を目標に進めていただきたい。●温泉や海洋深層水利用については、どんなかたちがよいのか、その可能性を含めて検討して

頂くものである。●市民憲章策定については、他の自治体の真似ではなく、市制五十周年にふさわしいユニークな憲章づくりと、さらに市民の皆様に対する普及・定着をどうするのを含めて検討して頂きたい。●成人式等のあり方については、その意義がどこにあるのかを検討し、時代に即応した提案がなされることを期待している。以上、これら十五のチームについては、現在の市の縦割り組織の中では対応しづらい課題に絞り、これからの小浜のまちづくり・村づくりの方向性を見出し、出していきたいという思いである。



まちづくり

Q 次の二点についてお尋ねする。

- ①観光・産業の振興について
- ②近畿自動車道敦賀線の供用開始、小浜線電化を本市の活性化にどう結びつけるか。

A ①現在、関西地区の旅行社を中心としたマスコミ各社に出向き情報収集に努めているが、全体のイメージは低い。これは多くの素材を持ちながら小浜の顔がつけられていないのが最大の原因であり、このため食を中心としたまちづくりを進めていきたいと考えている。本市の持つ歴史、文化等多くの資源を活用したまちづくりを進め、その拠点となる施設の整備を進めていきたい。

②近畿自動車道敦賀線については、平成十五年に小浜西インター（仮称）が開通の予定であり、小浜線については、平成十五年春には開業の予定となっている。本市を取り巻く交通網が大きく進展することにより、広域的な交流を推進し、交流人口や定住人口の増加を図るための施策が重要である。小浜には全国に誇ることができる食に関する歴史的な事実と豊かな食材がある。小浜が誇れる小浜らしさの味と風土を市民をはじめ県内外に知って頂くための取組みを強力に推進していきたい。



教育環境の整備

Q 次の二点についてお尋ねする。

- ①小浜小学校問題について
- ②学校の見直しについて

A ①海岸を埋め立てて小学校用地を造成するには護岸整備だけで十年はかかる。それよりも埋立地以外に校地を求めた方が早く校舎が建設できるものと考えている。今後は、地元の皆様の理解を得ながら、海岸埋立地以外で校地を選定し、十年以内をめどに校舎を建設したい。そのため来年度から建設資金の積立てを始める。

②近年、生徒数が減少し、複式学校が増えている。これは学校教育にとつて好ましいことではなく、一定の生徒数が確保できるかたちでの校区の見直しが必要である。また交通事情の変化、宅地開発などによる生活圏域の変化、あるいは市町村合併などに対応す

るための全学的な校区の見直し、加えて学校の統廃合も将来的な課題であると考えている。

第四次総合計画

Q 第三次総合計画の総括と第四次総合計画の課題についてお尋ねする。

A 第三次総合計画の検証については、五月に「現状と課題」を作成し、その総括をしている。高速交通網の整備については近畿自動車道敦賀線、JR小浜線の電化、若狭西街道、県道小浜上中線等に着手できたことは大きな成果であった。今津・上中鉄道新線にめどをつけ、交流人口・定住人口の拡大を図り、まちに活気を与えることが第三次総合計画から継承する最も大きな課題である。また本市は古来より近畿圏と経済・社会、更には文化面においても密接な関係にあり、今後の活性化を考えると近畿圏を視野に入れた施策を講じていくことは必然のことである。南北軸構想、近畿圏との連携を第四次総合計画においても盛り込んでいく予定であ

少子化対策

る。
Q 次の二点についてお尋ねする。
 ① 出産育児一時金を、出産後すぐに支給できないか。
 ② チャイルドシート購入の助成はできないか。

A ① 国民健康保険の出産育児一時金は、平成六年より三十万円となり現在に至っている。支給金額が高額になってきたこともあり、平成四年より現金支給から口座振込みに変更しているが、口座振込みの場合、支給まで約一か月を要する。今後は支給対象者の事情等により、お申し出いただければ現金支給をさせていただくことにし、約一週間で支給できるようにする。

② 道路交通法の改正により、本年四月からチャイルドシートの使用が義務付けられ、六歳未満の幼児のいる家庭ではチャイルドシートが必要になった。これにより経済的余裕の少ない若い夫婦には負担がかかることになる。少子化の昨今、将来を担う大切な子

供を安全に育てていくためにも、こうした負担を少しでも軽減できないかという点から、当市としてもチャイルドシート購入助成金の導入を前向きに検討したい。

政治姿勢

Q 次の三点についてお尋ねする。

① 公平・公正で民主的な市民参加の市政推進について
 ② 行財政改革への取組みについて
 ③ 今津・上中間新線鉄道実現に向けた取組みについて

A ① 市民の行政への参画を公約に掲げさせて頂いた。市民参加システムの構築としては、市民の意見を直接市政に反映するため、一般市民も気軽に参加できるように各地区別政策懇談会、市民参加のプロジェクトチームの発足、さらに業種別懇話会等を実施し、施策立案への市民参加を推進していく。

② 財政危機宣言をしたのは、平成十六年度までは財政が厳しい状況にあると認識し、その現状を市民の皆様にも理解して頂くことが必要であると

考えたからである。財政の目標指標については、経常収支比率は七十五％程度が健全であるといわれている。当面の目標数値を八〇％台半ばにしたい。次に起債制限比率については、平成十一年度決算で一〇、三％であるのを一〇％以下を目標とした。行財政改革の基本は事務事業の評価をしっかりと行い、住民の皆様が満足して頂ける事業に重点的に予算を配分していくことであると考えている。



③ 嶺南地域の未来を拓き、活力と希望に満ちた地域づくりを進めるためには、今津・上中鉄道新線の実現が不可欠である。平成九年から嶺南八市町村で建設基金の積立てを開始し、直流化事業の積立てをあわせて本年度で十四億円となっている。福井県・滋賀県をはじめ、国に対して確固たる事業推進の意志を示してい

くためには、沿線市町村において基金のさらなる増額を図るとともに、早期実現への総決起大会を開催するなど、その熱意を伝えていくことが重要であると考えている。

主要地方道小浜朽木高島線

Q 次の二点についてお尋ねする。

① 整備状況について
 ② 未整備区間の整備計画・整備方法について

A ① 主要地方道小浜朽木高島線は総延長四十一・九キロメートルで、福井県側十・九キロメートルのうち国道二十七号太興寺交差点から池河内集落までの五キロメートルがほぼ整備されており、池河内集落より三番の滝付近までの区間、約二・五キロメートルは通行可能であるが整備は完了していない。また三番の滝付近から滋賀県境までの約三・四キロメートルおよび滋賀県側三十一キロメートルのうち、福井県境から朽木村中小屋までの区間、約二・三キロメートルが通行不能であり、この区間の整備については具体的な計画が立っていない状況である。

② 未整備区間については、本県と滋賀県の交通の利便性に資するため、早急な対応が必要との認識からふるさと林道緊急整備事業に取り組みたいと考えている。この事業は、森林整備はもとより山村地域の振興と定住環境の改善にも大きな役割を果たすとともに、トンネルや橋梁等の構造物も施工できることから、移動時間の短縮等大きなメリットがある。今後、滋賀県および朽木村との協議が整い次第、福井県森林審議会において計画路線として採択されるよう取り組むなど、早期実現に向け国・県等関係機関に対し、積極的な働きかけを行っていききたい。

介護保険

Q 次の二点についてお尋ねする。

① 小浜市介護保険事業計画進捗管理委員会の設置について
 ② 相談窓口に寄せられた声・課題について

A ① 小浜市介護保険事業計画進捗管理委員会については、市民の皆様が安心

して介護保険サービスを利用して頂くための環境整備を目的として設置したところである。委員会は、区長会や民生委員、老人クラブなど地域に密着した活動を展開されている代表の方や、医師会、被保険者の一般代表の方などで構成されている。定期的に委員会を開催し、介護保険事業計画の進捗状況の把握や評価、介護サービスに対する評価のあり方、苦情処理のあり方等についてご検討頂くことになっている。



②苦情、相談については要介護認定有効期間が満了となる方の更新認定がスタートしていることに伴い、前回の要介護度よりも更新認定の要介護度が低下したケースについての問い合わせが数件あるのが現状である。また、十月からは六十五歳以上の第一号被保険者の皆様からの保険料徴収がスタートすることから、保険料に関する問い合わせや苦情が寄せられるのではないかと

と考えている。今後、制度のなお一層の周知を図るとともに、苦情や相談に速やかに対応していくための体制強化に努めていきたい。

若年層の犯罪

Q 次の四点についてお尋ねする。

- ①若年層の犯罪をどのようになぞるか。
- ②学校教育における奉仕教育の現状と今後の方針について
- ③社会教育のあり方・公民館のあり方について
- ④家庭教育の指針について

A ①若年層が犯罪を起こす要因は、いくつもの

要素が複雑に絡み合い、犯罪に至るまでには心の中で種々の葛藤が展開されているものと思われる。学校教育、家庭教育、社会教育のあらゆる機会を通じて、若年層の犯罪を未然に察知するとともに、青少年の心の健全育成に全力を注いでいきたい。

②社会奉仕については、ボランティア活動を通じて他の人々や社会のために役立つ体験をし、自分が価値のある大切な存在であることを実感す

るとともに、他人を思いやる心や社会生活を営むうえでの規範やルールを学ぶものである。現在、各学校において奉仕的な活動に取り組み、豊かな心を育むための実践を積み上げていくところである。

③従来より公民館を中心に各種学級・講座を開催し、社会教育を進めてきた。今年度より中央公民館を除く地区公民館は非常勤館長と事務職の二名で運営している。住民のニーズを的確に把握し、各種学級・講演会等を実施するように、また青少年健全育成と人権教育を重点的に行うよう指示をしているところである。

④家庭教育は、価値観の形成、豊かな人間関係や社会性を育むなど、子供の人格形成に大きな役割を担っている。まさに生涯にわたる人間形成のための基礎となる重要な教育である。しかしながら、家庭環境の変化に伴い、家庭教育機能の低下が強く指摘されているところである。市民一人ひとりが家庭教育の重要性を認識し、明るい家庭と健全な人づくりに努めていかなければならないと考えている。

議員定数を三人削減

本定例会において、定数を現行の二十四人から二十一人に削減する条例案を可決しました。平成十五年春の統一地方選挙から適用されます。本条例案は、昨年六月に「議員定数検討委員会」(深谷嘉勝委員長)を設置し、これまで九回の委員会を開催して議論を重ね、議員提案されたもの

です。市議会では今回の議員定数削減のほか、これまでに日当の廃止、毎年実施していた委員会の視察研修を隔年に、また議員の倫理条例の制定等、議会内の行財政改革に鋭意取り組んでいます。

意見書

五件を可決

本定例会で、次の意見書五件を可決し、関係行政庁へ提出しました。

- 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 小中高等学校「三十人以下学級」の推進等に関する意見書
- 公務員労働者の新賃金早期決定に関する意見書
- 拉致された日本人救出を求めるとする意見書
- 食料・農業・農村政策に関する意見書

決算特別委員会

- 【委員長】山口 貞夫 議員
- 【副委員長】重田 辰男 議員
- 【委員】池田 英之 議員
- 荒木 弘 議員
- 小堂 清之 議員
- 中村 千代子 議員
- 宮崎 治宇蔵 議員
- 岡 明 議員